

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第686号）

2023年11月8日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、特許実用化の推進に向けた活動方案を公表

国務院弁公庁は2023年10月19日、特許実用化の推進に向けた活動方案『特許実用化特別行動方案（2023～2025年）』を公表しました。活動方案は、25年までの目標を明記した。その他、特許産業化の促進や法整備、知的財産権の取引市場の構築などの方面から15の取組事項を示しました。特許産業化への注力により、イノベーション実績の生産力向上への寄与を図ります。

■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ **輸出貨物の原産地企業の届出廃止に関する公告**
（税関総署、10/9）
- ✓ **グラフィット関連品目の臨時輸出規制の調整に関する商務部、税関総署の公告**
（商務部など、10/20）
- ✓ **上海市における「シルクロードEC」合作先行区の設置承認に関する国務院の回答書**
（国務院、10/23）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、特許実用化の推進に向けた活動方を公表

国務院弁公庁は 2023 年 10 月 19 日、特許実用化の推進に向けた活動方『特許実用化特別行動方 (2023~2025 年)』¹(以下、活動方)を公表しました。活動方は、25 年までの目標を明記した。その他、特許産業化の促進や法整備、知的財産権の取引市場の構築などの方面から 15 の取組事項を示しました。『知的財産権強国建設綱要(2021~2035 年)』、『国家知的財産権保護と運用の第 14 次五カ年計画』の方針を着実に実行するためのものであり、特許産業化への注力により、イノベーション実績の生産力向上への寄与を図ります。

25 年までの目標については、◇複数の高価値特許の産業化を推進する。◇大学と科学研究機関の特許産業化率は大きく向上し、全国の特許関連技術契約の成約額は 8,000 億元に達する。◇高価値特許を有するハイテク企業が成長し、重点産業分野における知的財産権の競争優位性が形成し、届出認定された特許集約型製品の生産額は 1 兆元を超えること、を挙げています。

活動方の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】活動方の主な内容

項目	主な内容	条目
①特許産業化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学、科学研究機関が有する既存特許の整理・活用を実施する。市場原理に基づいた特許の選出・評価、需給マッチング、応用拡大、フォロー・フィードバックメカニズムを構築し、25 年までに大学、科学研究機関の未だ実用化されていない有効特許全部をその対象としてカバーすることを目指す。 ▶ ビッグデータや AI などの新技術を活用し、セクターごとに需要のある企業に対し潜在的な市場価値のある特許を推薦し、需給マッチングを実現する。 ▶ 地方政府、産業園区、業界団体と全国的な知的財産権運営サービスプラットフォームなどの協働を強化する。 ▶ 既存特許を活用すると同時に、大学、科学研究機関が科学研究活動を実施する中で市場の需要を的確に捉え、積極的に企業と連携し研究開発を行い、産業の需要に合致する高価値特許をより多く創出する。 	第 1 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特許産業化で中小企業の成長を促進する。「専精特新」(ある分野に特化した新興企業) 中小企業を対象に、投融資のロードショーを展開し、企業がより多くの投資会社と接することをサポートする。 ▶ 企業上場に関する知的財産権専門サービスの展開を支持し、証券取引所との協働強化により、上場時の知財リスクを低下させる。 	第 2 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 重点産業・分野の企業を中心に、共通技術上の手薄なところを補強し、業界優位性を持つ高価値特許の創出・発掘に取り組む。 ▶ サプライチェーンに着眼し、重要な中核特許技術の産業化推進メカニズムを確立し、市場規模と利益の拡大を推進し、市場優位性の形成を促す。 ▶ イノベーションマネジメント・知的財産権に関する国際標準の実施を深化させ、特許との協働に向けた政策ガイドラインを策定し、イノベーション実施者の国際標準策定能力の向上を後押しする。 ▶ 未来産業などの先端技術分野に向けて、特許開放など新しい運用モデルの模索を奨励する。 	第 3 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特許集約型製品の開発と普及に注力する。国家特許集約型製品届出認定プラットフォームの整備を加速し、ハイテク企業、「専精特新」企業、科学技術型企業などを中心に、特許製品の届出を全面的に展開する。 ▶ 製品競争力と付加価値の向上に対する特許の貢献度に基づき、特許集約型製品認定の国家標準を策定する。 	第 4 条

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6910281.htm

【図表1】 活動方案の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
②特許実用化の原動力の引き出し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学、科学研究機関による特許実用化へのインセンティブを強化する。 ➢ 大学、科学研究機関が産業化に向けたFSをベースとした特許出願前評価制度を実施することを推し進める。 ➢ 職務発明管理の規範化を強化し、企業・機関、科学研究者と技術サービス業者などの権利と義務に対応した知的財産権の収益分配メカニズムを確立する。産学研協力契約の知的財産権関連約款の審査を強化し、権利の帰属と収益の分配を合理的に約定する。 	第5条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許品質を向上させ、特許産業化を促進する政策を強化する。 ➢ 各地と各部門は特許に関する審査において、特許の品質と実用化に重きを置き、特許出願件数を拘束的な指標として設けることを避けるべきであり、財政・補助金支援政策と特許件数を簡単に結びつけてはならない。 	第6条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許実用化を促進する知的財産権の保護活動を強化する。地方による知的財産権の保護に関する制度と法整備を強化する。 	第7条
③知的財産権の取引市場の構築	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高水準の知的財産権市場システムを構築する。特許権の譲渡登記制度を完備する。 ➢ 国家知的財産権取引機関などが地域と業界の取引機関と協働し、知財取引、金融、パテントマップ（特許情報分析）と特許集約型製品などの方面でプラットフォームとしての機能を強化することを支持する。 ➢ 24年末までに、技術契約登記と特許譲渡、使用権登録・届出に関する情報の共有を実現する。 	第8条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 知的財産権に対する金融支援手段の多様化を推進する。 ➢ 知的財産権に対する融資支援を強化し、銀行の知財質権設定登録のオンライン対応業務の試行範囲を拡大する。 ➢ 全国の知財質権設定情報プラットフォームを完備し、データ共有範囲を拡大する。 ➢ スタートアップ投資など多様な出資メカニズムを模索し、優先株、転換社債などを通じ企業の特許産業化に対する資金支援を強化する。「科学技術成果+新株予約権」方式で企業に出資することを支持する。 ➢ 知的財産権の証券化を推進することを模索し、特許の実施許諾や実用化、海外出願、権利主張などに関わる保険商品の開発を検討する。 	第9条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許実用化に関するサービス体制の整備に取り組む。25年までに、国家知的財産権サービス業集積発展モデル区20カ所を作り上げる。 	第10条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 知的財産権の国際的な流通を円滑にする。自由貿易試験区、自由貿易港の役割を生かし、知的財産権の貿易を拡大し続ける。 ➢ 技術輸出入の利便化措置をより多く打ち出し、銀行による技術輸出入を取り扱う企業に対し便利な外貨決済サービスの提供を誘導する。 ➢ 海外特許権者、外商投資企業などが市場原理に基づき特許実用化を行うことを奨励する。 ➢ 「一帯一路」関連国、BRICS諸国などを対象に、特許の応用拡大と共有を検討し、低炭素化技術関連特許の国際的な実施と開放を奨励する。 	第11条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許実用化における党の指導を堅持する。国家知的財産権局主導の特許実用化特別活動作業班を設置する。23年より第1陣の特許産業化プロジェクトを開始する。 	第12条
④良好な環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各地政府は特許産業化プロジェクトにおける高価値特許と実用化のパフォーマンスが良い企業などに対する統計と報告を定期的実施する。 ➢ 特許実用化の実績が高い企業・機関、個人に対する表彰を行う。 	第13条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特許の実用化を支援する優遇税制を着実に実行する。 	第14条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種知的財産権関連業務のオンラインでワンストップ対応サービスの提供を推進する。 ➢ 宣伝活動を強化し、典型事例を遅滞なく公表し、特許の実用化に有利な環境を創出する。 	第15条

（活動方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

貿易政策

輸出貨物の原産地企業の届出廃止に関する公告

(原文: 关于取消出口货物原产地企业备案事项的公告)

税関総署公告 2023 年第 136 号

税関総署 2023 年 10 月 9 日公表

【主要内容】

- 越境貿易のビジネス環境を更に最適化し、貿易の利便性を高めるべく、税関総署は23年11月1日より、輸出貨物の原産地企業の届出を廃止することを決定した。
- 原産地証明書の申請者は、直接国際貿易の「単一窓口」、税関オンラインシステム「インターネット+税関」、中国国際貿易促進委員会の申請システムなどを通じて原産地証明書を申請することが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5439388/index.html>

グラファイト関連品目の臨時輸出規制の調整に関する商務部、税関総署の公告

(原文: 商务部 海关总署关于优化调整石墨物项临时出口管制措施的公告)

商務部 税関総署公告 2023 年第 39 号

商務部など 2023 年 10 月 20 日公表、12 月 1 日実施

【主要内容】

- 商務部は税関総署と連名で、グラファイト関連製品を輸出規制の対象とする公告を公表した。公告は輸出管理法²などに基づいたものであり、23年12月1日より実施する。これにより、関連製品は政府の許可がなければ輸出できなくなる。
- 具体的な規制品目については、①高純度(純度>99.9%)、高強度(抗折強度>30Mpa)、高密度(密度>1.73 g/cm³)の人造黒鉛材料及びその製品、②天然鱗片状黒鉛及びその製品(球状黒鉛、膨張黒鉛などを含む)が挙げられる。
- 同公告の公表により、商務部、国家国防科工委、税関総署公告2006年第50号『グラファイト関連製品の臨時輸出規制の実施決定』³は廃止となる。
- 輸出事業者は省級の商務部門を通じ、商務部に対し、軍民両用品及び技術輸出許可の発行を申請し、①輸出契約、協議の原本もしくは原本と一致した複本、②輸出予定品目の技術説明もしくは検査報告書、③エンドユーザー及び最終用途に関する証明資料、④輸入事業者及びエンドユーザーの状況説明書、⑤申請者の代表者、主要経営管理者及び担当者の身分証明書を提出しなければならない。
- 国家安全に重大な影響を有する本公告に記載された品目の輸出について、商務部は関係部門とともに国務院に報告して承認を得る。
- 軍民両用品及び技術輸出許可の申請、発行、関連資料の保管年限などについては、商務部、税関総署令2005年第29号『両用品及び技術輸出入許可証管理弁法』に基づき実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zczxzc/202310/20231003447368.shtml>

² 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 524 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0576-XF-0105.pdf>

³ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zwjk/2006-07/31/content_350525.htm

貿易政策

上海市における「シルクロード EC」合作先行区の設置承認に関する国務院の回答書

(原文：国务院关于在上海市创建“丝路电商”合作先行区方案的批复)

国函 [2023] 115 号

国務院 2023 年 10 月 23 日公表

【主要内容】

- 国務院は、中国と諸外国が電子商取引（EC）分野での協力を深めるために構築する「シルクロード EC」の合作先行区を上海市に設置する案を承認した回答書を公表した。
- 「シルクロード EC」は、国際通商ルールに照準を合わせ、デジタルエコノミーに関する国際協力を後押しするプラットフォームに位置づけ、巨大経済圏構想「一帯一路」の高度化における重要な役割を發揮することを目指すとしている。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6911060.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。